

## これまでの意見の整理

法整備 体制整備、施策の実施、 運用の改善等
------------------------------

### 1 性犯罪

#### (1) 加害者の厳正な処罰

強姦罪の法定刑の引上げ

強姦罪（刑法第177条、法定刑：2年以上の有期懲役）の法定刑の下限を3年に引き上げることの検討

盗撮に関する法整備

盗撮を厳正に処罰するための法整備を行うことの検討

痴漢、公然わいせつの取締りの徹底

痴漢、公然わいせつの取締りを徹底することの検討

P T S D以外の精神障害の傷害罪等の対象化

P T S D（心的外傷後ストレス障害）以外の精神障害についても傷害罪等の対象にすることの検討

#### (2) 被害者への配慮とケア

被害者女性の立場に立った刑事手続の実施

被害を受けた女性の精神的苦痛に配慮した法適用をさらに進めることの検討

女性警察官の採用の拡大

女性警察官の採用をさらに拡大することの検討

被害者のケアのための対策

被害者のケアのため、以下の対策を進めることの検討

- ・ 専門家の育成のための研修の充実強化や認定制度の導入
- ・ 被害者の治療について、保険診療を成り立たせることによる採算の向上
- ・ 公的医療施設の設置
- ・ 司法との連携の強化

#### (3) 犯罪の予防

性犯罪を助長するおそれのある文化を批判する教育啓発

性的虐待や暴力を助長するおそれのある文化を批判する教育啓発の検討

性犯罪を助長するおそれのある雑誌、ソフト、ビデオ等の規制  
性犯罪を助長するおそれのある雑誌、ソフト、ビデオ等の規制の検討

## 2 売買春

### (1) 売買春一般

女性に対する暴力となる売買春の類型

売買春の類型のうち「第三者による何らかの関与のあるもの」を女性に対する暴力としてとらえることの検討

厳正な取締り

売買春に対するより厳正かつ有効な取締りの検討

取締り以外の対策

売買春の防止のために、以下の対策を進めることの検討

- ・ 倫理的・社会的に売買春をどう考えるか、社会に対して問題提起
- ・ 女性の自己決定がきちんと保証されているのかということに関するチェック
- ・ 買う側の男性に対する刑事罰以外の介入方法

### (2) 児童買春

「援助交際」と売買春との関係

「援助交際」を児童の売買春につながる言葉であると位置付けることの検討

人権侵害の実態の究明

児童買春による人権侵害の実態を究明することの検討

子どもの自尊感情の高揚

子どもたちの自尊感情を高めていく方法の検討

加害者の再犯防止

買春を繰り返し行う加害者の性癖を念頭に置いた再犯防止策の検討

低年齢者を対象とする統計の実施

売買春関係事犯の要保護女子数（警察庁犯罪統計）について、15歳未満を分けて集計することの検討

### (3) 人身売買（トラフィッキング）

トラフィッキングの和訳等

トラフィッキングの和訳を「人身売買」とすること等の検討

外国人被害者の支援

トラフィッキングされた人々を「被害者」として認識し、その権利回復に向けた支援

の検討

加害者の処罰の強化

加害者の処罰の強化の検討

国際協力の促進

トラフィッキング根絶のための国際協力の促進の検討

国際組織犯罪条約及び人の密輸議定書の批准

批准に向けて問題点等の検討

### 3 セクシュアル・ハラスメント

#### (1) セクシュアル・ハラスメント全般

被害者の救済

カウンセリングの継続的实施等被害者救済の強化の検討

加害者への対策

加害者に対する再発予防教育等の検討

相談担当者への啓発・指導

相談担当者への啓発や指導の強化の検討

#### (2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法第21条及び指針の徹底

男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた指針(平成10年労働省告示第20号)

で要請されている事項を更に徹底して実施していくことの検討

違法行為であることを明示するための法整備

何らかの形でセクシュアル・ハラスメントは違法行為であることを明示する規定を設けることの検討

#### (3) 大学におけるセクシュアル・ハラスメント

被害者の救済と権利回復

被害者の救済とその権利の回復に関し、学習、研究や就労等の環境整備等大学内で行うべきこと、制度上の改善等大学外で行うべきことなどを明確にしていくことの検討

大学内の連携の強化

この問題の解決のため、大学内の諸機関や専門家等の連携を図り、有効な施策を実施していくことの検討

外部の独立した第三者機関の設置

この問題に対応する外部の独立した第三者機関の設置の検討

## 4 ストーカー行為等

### (1) 法制度の検討

ストーカー規制法の目的規定の拡大についての検討

ストーカー規制法におけるストーカー行為の目的の拡大について議論される際は、人権上あるいは社会生活活動上の問題等に十分配慮し、濫用の懸念のないよう慎重に検討

### (2) 運用の改善

警察が行う対応の明示

ストーカー事案に関して、警察がどのような対応を行うのかについて、より分かりやすく説明する方法についての検討

ネットワークの形成

被害者支援連絡協議会等を活用するなど、警察が他の関係機関と連携してストーカー事案の研究や被害者の救済等を行うためのネットワークの形成を図ることの検討

加害者の対応についての配慮

加害者への安易な口頭注意等が引き金になって事態が悪化することのないように、加害者の感情等にも十分に配慮した対応をすることの検討

ストーカー相談事案の措置結果の集計

被害者等が警察に相談した事案が最終的にどのように措置されたのか、その結果を集計することの検討